

厚生労働省
東京労働局発表
平成 28 年 6 月 21 日

担当 東京労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
主任監察監督官 中尾 剛
電話 03 - 3512 - 1612

過労死等を発生させた事業場への監督指導結果（平成 27 年度）を公表します

～ 過重労働による健康障害を発生させた都内 115 事業場で法令違反～

東京労働局（局長 渡延忠）は、管下 18 の労働基準監督署（支署）が平成 27 年度に実施した過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させたとして労災申請が行われた都内 127 事業場（以下「過労死等発生事業場」という。）に対する監督指導の結果を以下のとおり取りまとめました。

【監督指導の結果のポイント（詳細は別紙）】

- 監督指導を実施した事業場数： 127 事業場
- 労働基準関係法令違反に対する指導状況
何らかの法令違反があり是正勧告を行ったもの： 115 事業場（90.6%）
違法な時間外労働があり是正勧告を行ったもの： 86 事業場（67.7%）
過重労働による健康障害防止措置に係る是正勧告を行ったもの： 39 事業場（30.7%）
- 時間外・休日労働の状況
監督指導を実施した事業場における時間外・休日労働の合計時間数が最も長い労働者の合計時間数は、次のとおりであった。

1 月当たり 80 時間超 100 時間以内：	28 事業場（22.0 %）
1 月当たり 100 時間超 150 時間以内：	30 事業場（23.6 %）
1 月当たり 150 時間超 200 時間以内：	8 事業場（6.3%）
1 月当たり 200 時間超	5 事業場（3.9%）
- 過重労働による健康障害防止及び労働時間適正把握に係る改善指導の状況
過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 101 事業場（79.5%）
うち、時間外労働を月 80 時間¹以内に削減するよう指導したもの：71 事業場（55.9%）
労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 42 事業場（33.1%）

¹ 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

1 規模別の監督指導実施件数

表1 事業場の規模別の監督指導実施件数

事業場の規模別の監督指導実施件数(注1)						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～
127 (100.0%)	29 (22.8%)	33 (26.0%)	13 (10.2%)	12 (9.4%)	17 (13.4%)	23 (18.1%)

(注1) 括弧内の割合は、小数点第二位以下を四捨五入したものであり、その合計は必ずしも100%にならない。

表2 企業の規模別の監督指導実施件数

企業の規模別の監督指導実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～
127 (100.0%)	17 (13.4%)	19 (15.0%)	14 (11.0%)	8 (6.3%)	21 (16.5%)	48 (37.8%)

2 労働基準関係法令の違反に対する指導状況

監督指導実施事業場数

東京労働局で平成27年度に監督指導を実施した127事業場のうち、115事業場(全体の90.6%)で労働基準関係法令違反が認められたため、是正勧告を行った。

主な違反事項別の事業場数は、違法な時間外労働が行われていたものが86事業場(67.7%)、賃金不払残業が行われていたものが52事業場(40.9%)、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが39事業場(30.7%)であった。

表3 業種別・違反事項別の監督指導実施事業場数

事項 業種		監督指導 実施事業場数	労働基準関係 法令違反が あった事業場数	主な違反事項	
				労働時間 (注2)	健康障害 防止措置 (注3)
合計		127 (100.0%)	115 (100.0%)	86 (74.8%)	39 (33.9%)
主な 業種 (注1)	その他の事業	41 (32.3%)	41 (32.3%)	28 (22.0%)	15 (11.8%)
	商業	19 (15.0%)	18 (14.2%)	16 (12.6%)	6 (4.7%)
	運輸交通業	13 (10.2%)	13 (10.2%)	9 (7.1%)	7 (5.5%)
	建設業	12 (9.4%)	10 (7.9%)	8 (6.3%)	1 (0.8%)
	教育・研究業	8 (6.3%)	7 (5.5%)	7 (5.5%)	3 (2.4%)
	保健衛生業	7 (5.5%)	5 (3.9%)	2 (1.6%)	3 (2.4%)

(注1)「主な業種」には、監督実施事業場数が多いもののみを計上しているため、事業場数の合計とは一致しない。

また、括弧内は監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注2)「労働時間」の違反とは、労働基準法第32条違反及び第40条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超過して時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕を示す。

(注3)「健康障害防止措置」の違反とは、労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を示す。

その他の事業とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等、他の業種に分類されない事業をいう。

3 時間外・休日労働の状況

時間外・休日労働時間が最長の者

監督指導を実施した 127 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、71 事業場で 1 か月 80 時間を超え、うち 43 事業場で 1 か月 100 時間を超えていた。

表 4 時間外・休日労働時間が最長の者の状況

指導事業場数	1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200時間超
127 (100.0%)	27 (21.3%)	29 (22.8%)	28 (22.0%)	30 (23.6%)	8 (6.3%)	5 (3.9%)

4 過重労働による健康障害防止に係る指導等を行った事業場数

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導実施事業場のうち 101 事業場に対し、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施等、過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 5 監督指導における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の 実施（注 2）	衛生委員会等 における調査審議 の実施（注 3）	月 45 時間以内への 削減（注 4）	月 80 時間以内への 削減（注 5）	面接指導等が 実施できる 仕組みの整備等 （注 6）
101	17	27	29	71	13

（注 1）1 事業場に対し複数事項の指導を行うことがあるため、指導事項の合計と指導事業場数は一致しない。

（注 2）1 月 100 時間を超え又は 2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、医師による面接指導等の実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を一定の期限内に実施するよう指導した事業場数を計上している。

（注 6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち 42 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（H13.4.6 基発第 339 号）」に基づき、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 6 監督指導における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻 の確認・記録	自己申告制による場合			労働時間を 管理する者の 職務	労使協議組織 の活用
		労働者に対する 自己申告制 の十分な説明	申告された 労働時間 に対する 実態調査の実施	適正な申告を 阻害する要因 （上限設定等） の排除		
42	24	5	23	4	0	1

（注 1）1 事業場に対し複数事項の指導を行うことがあるため、指導事項の合計と指導事業場数は一致しない。